愛知県グリーン配送実施細則

この細則は、愛知県グリーン配送実施要綱(以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、グリーン配送の実施について必要な事項を定めるものとする。

1 適合車の特例

要綱第2条第1項の規定にかかわらず、排出ガスの性状又は温室効果ガスの排出抑制に配慮しているとして次に掲げる自動車も適合車とみなすものとする。

- (1) 新長期規制適合車のうち、車両総重量が3.5トンを超えるトラック・バスであって、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定車かつ低燃費車を除く自動車
- (2) 新短期規制適合車のうち、車両総重量が 3.5 トンを超えるトラック・バスであって、 ハイブリッド自動車、低排出ガス認定車かつ低燃費車、新長期規制適合車を除く自動 車
- (3) その他排出ガスの性状又は温室効果ガスの排出抑制に配慮しているとして知事が認めるもの

2 使用車両届出書の提出先

納入業者等は、愛知県環境局地球温暖化対策課(以下「地球温暖化対策課」という。)に 愛知県グリーン配送使用車両届出書(要綱様式1)(以下「車両届出書」という。)を提出 することとする。

3 物品の契約

物品の契約とは、売買単価契約、製造請負契約、売買契約等、物品を県の機関へ納品する契約をいう。

4 契約方法

物品の契約書には別添特約条項を付するものとする。

5 届出方法

納入業者等は、電子ファイルにより車両届出書を作成し、地球温暖化対策課へメール送信する

車両届出書の提出を受けた地球温暖化対策課は、届出の内容が適当であると認められると きは、愛知県グリーン配送適合車ステッカーを適合車一台につき一枚、事業者に送付する。

6 名古屋市が実施するグリーン配送制度との連携

名古屋市が実施するグリーン配送実施要綱に基づき提出されたグリーン配送使用車両届出書は、本県のグリーン配送実施要綱第3条第2項に基づき提出された車両届出書とみなす。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

特 約 条 項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(グリーン配送)

第2条 乙は、物件納入時に自動車を利用する場合は、愛知県グリーン配送実施要綱に定める愛知県グリーン配送適合車の使用に努めるものとする。